## 南種子町農業法人経営強化推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 町長は、農業後継者の育成に努める農業法人が行う社員のための労働環境向上に向けた活動を支援し、農業法人の経営規模の拡大と強化を図るため、この要綱に定めるところにより予算の範囲内において南種子町農業法人経営強化推進事業補助金(以下「補助金」という。)を農業法人に交付するものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 農業法人 農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法 (昭和14年法律 第52号) 第2条第1項に規定する農業法人をいう。
  - (2) 会社役員 役員登記をしている取締役,会計参与,監査役であり,業務執行に関する意思決定を行う者をいう。
  - (3) 特定地域づくり事業協同組合 地域の人口急減に対処するための特定地域づくり 事業の推進に関する法律第3条により認定を受けた事業協同組合をいう。

(事業の内容)

- 第3条 南種子町農業法人経営強化推進事業とは、南種子町内に本社、営業所又は研修所を 有する農業法人が、農業後継者の育成を図るために社員を将来の担い手候補として位置 付け健康保険及び厚生年金保険に加入させ労働環境の向上に努めるものとする。また、当 該社員を経営に関する各種研修会に参加させるものとする。
- 2 補助金の額は、1法人2社員までとし、対象となる社員の採用時点又は毎年9月1日時点における標準報酬月額の事業主負担月額(鹿児島県版健康保険・厚生年金保険標準報酬月額保険料額表による。)の12箇月分(千円未満は切捨て)とする。また、特定地域づくり事業協同組合に出資加入している農業法人については、当該社員1人あたり年間3万円の加算を行うものとする。

(交付の対象)

- 第4条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する農業法 人とする。
  - (1) 南種子町内に本社、営業所又は研修所を有する農業法人であること。
  - (2) 対象となる社員は、会社役員でないこと。
  - (3) 対象となる社員は、会社組織の後継者候補又は将来における地域の担い手候補として位置付けられていること。ただし、会社組織の後継者候補は1名までとする。

(4) 対象となる社員には、農業法人経費により、県や町などが主催する経営に関する研修等を年1回以上受講させること。

(交付の期間)

第5条 補助金の交付期間は、対象となる社員1人につき3年間とする。

(交付申請書)

- 第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「交付申請者」という。)は、南種子町農業法人経営強化推進事業補助金交付申請書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。
  - (1) 法人設立登記事項証明書
  - (2) 定款の写し
  - (3) 構成員名簿
  - (4) 後継者候補承認届出書
  - (5) 当該社員の採用時又は直近の9月1日時点における健康保険・厚生年金保険資格 取得確認及び標準報酬決定通知書の写し
  - (6) 特定地域づくり事業協同組合に出資加入している場合は組合員証等の写し
  - (7) その他町長が必要と認める書類

(事業内容の変更)

第7条 交付申請者は、交付決定を受けた事業について、前条第1項第4号及び同条同項第5号の内容に変更が生じたときは、速やかに南種子町農業法人経営強化推進事業補助金変更承認申請書(別記第2号様式)を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第8条 町長は,前2条の申請書の提出があったときは,その内容を審査し,適当と認めるときは,南種子町農業法人経営強化推進事業補助金交付決定通知書(兼補助金確定通知書) (別記第3号様式)により交付申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助金の交付を受けた農業法人は、当該交付を受けた年度まで、毎年度の3月末日 の雇用状況等について、南種子町農業法人経営強化推進事業実績報告書(別記第4号様式) に必要事項を添付し、町長に報告しなければならない。

(補助金額の確定)

第10条 町長は、前条の実績報告を受けた場合は、関係書類を審査し、事業の成果が補助

金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書(別記第3号様式)により補助事業者に通知する。

(補助金の請求)

第11条 前条の補助金の交付確定の通知を受けた申請者(以下「補助事業者」という。) は、補助金の交付を受けようとするときは、南種子町農業法人経営強化推進事業補助金請求書(別記第5号様式)を町長に提出しなければならない。

(補助金交付決定の取消し)

- 第12条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定 を取り消すものとする。
  - (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
  - (2) この要綱又はこの要綱に基づく町長の指示に違反したとき。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか補助金を交付することが不適当と認める事実があったとき。

(補助金の返還)

- 第13条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、その全部について納期限を定め、返還を命じなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、返還義務の全部又は一部を免除する。
  - (1) 補助金の交付期間中に、対象となる社員が都合により退職し、引き続き町内において農業に従事すれば返還義務の全部を免除する。
  - (2) 補助金の交付期間中に、対象となる社員が病気など特別な理由により退職した場合は、返還義務の全部を免除する。
  - (3) 補助金の交付期間中に、対象となる社員が都合により退職し、農業以外の職業についた場合は、既に交付された補助金の半額を返還免除する。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。